適格消費者団体の活性化のために



主な内容

- 関係主体との連携の仕組みづくり
 ⇒p5~p9
- 2. 組織の特徴と社員数要件 ⇒p10、p11
- 3. 政策提言での適格団体の立ち位置 ⇒p12、p13

2023年4月6日 (消費者委員会本会議) 消費者機構日本 板谷伸彦

イラスト;消費者庁「差止請求事例集」より

消費者団体訴訟制度を活用するための団体



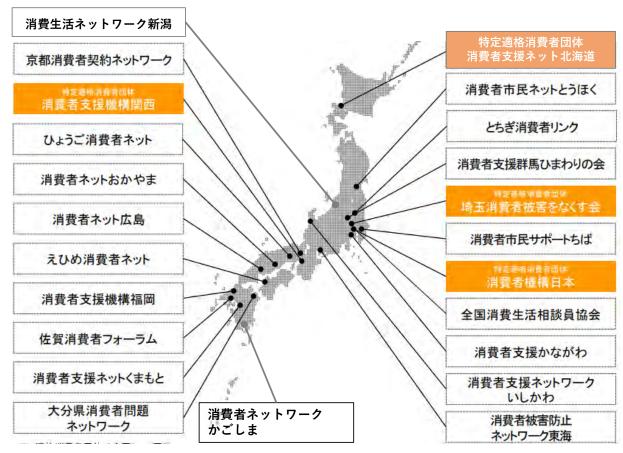
消費者機構日本は、 消費者被害の未然防止・拡大防止、 集団的被害回復を進めます。

消費者機構日本は、(一財)日本消費者協会、 (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、日本生活協同組合連合会の3 団体が、弁護士・司法書士等の専門家、学識者、 消費者団体関係者に呼びかけて2004年9月に設立 した特定非営利活動法人の消費者団体です。

2007年の消費者団体訴訟制度の施行に伴い、消費者契約法にもとづき不当な契約条項や勧誘行為について差止請求権を有する「適格消費者団体」の第1号として、同年8月に内閣総理大臣の認定を受けました。

そして、2016年10月施行の消費者裁判手続特例 法に基づき、消費者被害回復訴訟を提起できる 「特定適格消費者団体」の認定申請を行い、同年 12月に「特定適格消費者団体」の第1号として、 内閣総理大臣の認定を受けています。

全国の(特定)適格消費者団体

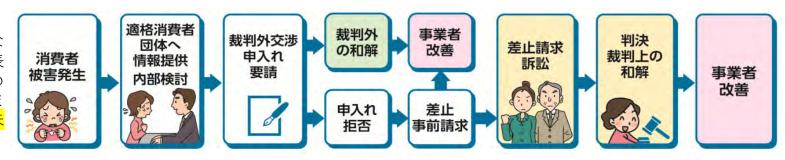


活動の中心は差止請求と被害回復



差止請求

差止請求とは、「適格消費者団体」が事業者の不当な勧誘行為、不当な契約条項の使用、優良・有利誤認表示等に対し、是正または差止を求める申入れを、事業者に対して裁判または裁判外で行い、消費者被害の未然防止、拡大防止を図るものです。下記の図は、差止請求の流れです。



被害回復

被害回復とは、「特定適格消費者団体」が消費者裁判手続特例法に則り、事業者の不当な行為により、同じ原因で数十人以上の消費者が被害を受けた場合に、事業者に対して、消費者のために訴訟および裁判手続(二段階目の手続)を行うことで直接的に消費者の被害回復を請求できるものです。下記の図は、被害回復の流れです。



定款に定める事業(COJ)



消費者機構日本定款

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 各種消費者被害の拡大防止のために事業者の<mark>不当な行為の是正</mark>をすすめる事業 (次号の差止請求関係業務を除く)
- (2) 消費者契約法に定められた<mark>差止請求関係業務</mark>に係る事業
- (3)消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律 (以下、消費者裁判手続特例法という。)に定められた被害回復関係業務に係る事業
- (4) 各種消費者被害の実態調査・研究事業
- (5) 各種消費者被害の被害者への支援事業
- (6) 各種消費者被害や消費者政策に関する情報提供など消費者に対する啓発事業
- (7) 各種消費者被害や消費者政策に関する情報提供など**事業者に対する啓発事業**
- (8) 消費者団体訴訟制度をはじめとした各種消費者政策に関する研究・提言事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(1)〜(3)の -2021年度事業費 2,300万円

(4) ~ (9) の -2021年度事業費 143万円

本来のメイン事業で「収入の途」が乏しい**【CO】**







活動費用を回収し、報酬を得ることができるのは、 被害回復訴訟の簡易確定手続のみ。

その他の活動は団体の持ち出しで行う。

(法改正で特例法82条に2項が加わり10月以降は第一段階和解でも報酬が 得られることとなる)

被害回復訴訟を開始できるのは稀なケース。

支払い能力を有するような事業者は特定適格からの申入れに応じるので、 通常は訴訟に至らず終了。申入れを無視又は応じない事業者は支払い能力 を持たない場合が多く、費用を考えると提訴を断念せざるを得ない。

消費者契約法

(財産上の利益の受領の禁止等)

- 第二十八条 適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その差止請 **求に係る相手方から**、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助 金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の**財産上の利益を受け** てはならない。(各号略)
- 2 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員は、適格消費者団体の 差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、 替助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を 受けてはならない。
- 3 適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員は、適格消 費者団体の差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関 し、寄附金、替助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財 産上の利益を第三者に受けさせてはならない。

消費者裁判手続特例法

(報酬)

- 第八十二条 特定適格消費者団体は、授権をした者との**簡易確定手続** 授権契約又は訴訟授権契約で定めるところにより、被害回復関係業 務を行うことに関し、報酬を受けることができる。
- 2 共通義務確認訴訟において和解を行った特定適格消費者団体は、 当該和解に係る消費者との間で締結する契約(簡易確定手続授権契 約及び訴訟授権契約を除く。)で定めるところにより、被害回復関 係業務を行うことに関し、報酬を受けることができる。

収入の状況



被害回復訴訟による事業収益が光り輝くが・・・

	COJ	Н	S	K
会費 (社員)	団体166万円 個人113万円	団体41万円 個人35万円	団体178万円 個人 31万円	団体421万円 個人102万円
会費 (非社員)	団体940万円 個人 25万円	団体17万円 個人13万円	団体9万円 個人4万円	団体1,000万円 個人 29万円
寄附金	7万円	1,000万円	67万円	2万円
助成金	30万円	100万円	9万円	0円
事業収益 (被害回復訴訟)	1,719万円	0円	0円	0円
事業収益 (行政委託事業)	197万円	333万円	2,008万円	0円
事業収益 (その他)	5万円	13万円	33万円	53万円

※COJの事業収益;

事業収益(被害回復訴訟)の1,719万円は東京医大訴訟の簡易確定手続の終了による費用・報酬の回収による。⇒次ページで解説事業収益(行政委託事業)の197万円は消費者庁「消費者被害の実態調査業務(南関東地方)|を受託。

被害回復による収支



	支出					┃					
	共通	東京医大 (H30.12提訴)	ワンメッセージ (H31.4提訴)	順天堂 (R1.10提訴)	合計	共通	東京医大 (H30.12提訴)	ワンメッセージ (H31.4提訴)	順天堂 (R1.10提訴)	合計	収支
2021年度	2,056,947	9,923,762	2,089,524	3,394,126	17,464,359	0	17,187,906	0	0	17,187,906	-276,453
2020年度	2,328,838	3,861,363	317,410	108,814	6,616,425	300,000	0	0	0	300,000	-6,316,425
2019年度	2,956,656	230,512	1,140,764	788,593	5,116,525	1,300,000	0	0	0	1,300,000	-3,816,525
2018年度	3,513,608	575,054			4,088,662	0	0			0	-4,088,662
2017年度	2,515,161				2,515,161	0				0	-2,515,161

賠償金を回収するまで数年に亘って団体側の持ち出しで訴訟手続を追行する。

前払い費用を差し引くと多くは残らない。

東京医大からの回収金;6,836万円

分配後の事業収益;1,719万円

前払い費用を差し引くと;260万円

	_,,								
			I	支出					
		共通	東京医大 (H30.12提訴)	ワンメッセージ (H31.4提訴)	順天堂 (R1.10提訴)	合計			
	2021年度	2,056,947	9,923,762	2,089,524	3,394,126	17,464,359			
)	2020年度	2,328,838	3,861,363	317,410	108,814	6,616,425			
	2019年度	2,956,656	230,512	1,140,764	788,593	5,116,525			
	2018年度	3,513,608	575,054			4,088,662			
	2017年度	2,515,161				2,515,161			
各訴訟毎の収支			東京医大 (H30.12提訴)	ワンメッセージ (H31.4提訴)	順天堂 (R1.10提訴)				
			2,597,215	-3,547,698	-4,291,533				
	<u> </u>								

役割分担・連携の仕組み作りが重要



ルールのベストミックス

○被害の予防・救済という目的を実現する手段として、<u>どのように組み合せることが最善かという観点から検討することが重要。</u>



(2) 担い手のベストミックス

公正な市場を形成するための担い手としては、取引の当事者である事業者、消費者のほか、事業者に対して支援・ 監視等をする事業者団体、消費者を支援・代弁する消費者 団体等、市場の監視役として消費者の視点で民事ルールを 活用する適格消費者団体及び特定適格消費者団体、環境整備や強制力のある法執行を行う行政機関などの様々な主体 が関わる。

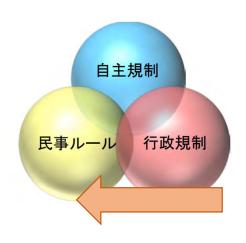
そして、情報通信技術の普及やグローバル化により、各 主体の関わりは国境を越えて広がっている。

他方で、社会において深刻かつ広範な消費者被害が継続している実情に照らし、消費者行政における国と地方公共団体の人的物的体制や財政措置はいまだ十分とはいえない。消費者被害の防止・救済施策の重要性を再確認して、これに必要な予算や人員を確保することも重要な課題である。これに加えて、限りある消費者行政のリソースをより効果的・効率的に運用する工夫も課題となる。

そこで、行政と民間の関係主体が適切に役割分担・連携 できるメリハリのある仕組み作りが重要である

適格団体を活性化させる可能性の検討

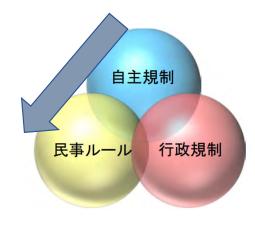




〇行政からの支援

- ・委託事業
- ・補助金
- . . .

※消費者団体訴訟制度は、民間団体が 民事ルールを活用して行う活動で、行 政処分を代行している訳ではないので、 公益的とは言え直接的な財政支援は ハードルが高いか・・・



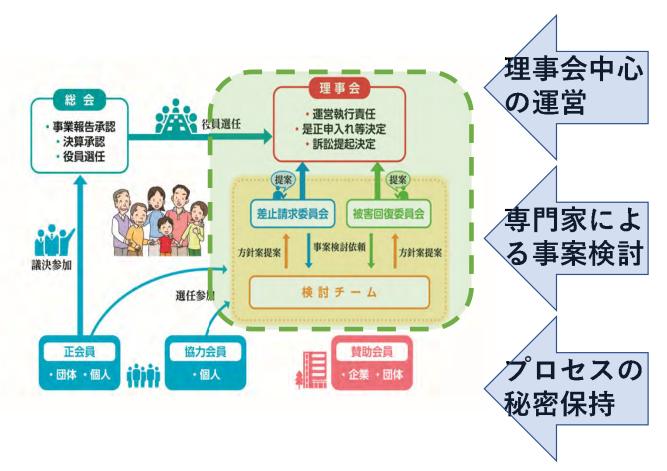
○事業者団体からの支援

- 替助会費
- 寄附金
- . . .
- ※消費者契約法が「その差止請求に係る相手方から」 財産上の利益を得ることを禁じているのは適切だが、 例えば業界団体等が「市場健全化基金(仮称)」のよ うな仕組みを設けて、それと適格団体が連携・協力し て取り組むことはあり得るのではないか・・・

- ・・・・など、可能性の検討が必要
- ・適格団体を「市場健全化マシン」としてフル回転させていかなければならない。本来 の機能を果たすことで収入が得られる仕組 みが必要。
- ・被害回復が(ごく稀に)訴訟に至った場合 にだけ収入が得られるのではなく、差止請 求業務についても何らかの方法で収入につ ながるようにできないか。

適格団体であることによる運営上の制約





消費者契約法

(適格消費者団体の認定)

第十三条 3項四号イ(2)

差止請求、差止請求に係る訴えの提起その他の差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定が 理事その他の者に委任されていないこと。

第十三条 3項五号

差止請求の要否及びその内容についての検討を行う部門において次のイ及び口に掲げる者が共にその専門的な知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること。

イ 消費生活相談その他の消費生活に関する事項 について専門的な知識経験を有する者

ロ 弁護士、司法書士その他の法律に関する専門 的な知識経験を有する者

第十三条 4項

差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。

会員数の状況



	COJ	Н	S	K
正会員数(社員)	団体7	団体6	団体17	団体13
	個人116	個人168	個人109	個人95
年会費1口	団体100,000円	団体10,000円	団体10,000円	団体50,000円
	個人 10,000円	個人 2,000円	個人 3,000円	個人10,000円
賛助会員数 (寄附者)	団体49	団体13	団体6	団体75
	個人60	個人133	個人36	個人80
年会費1口	団体100,000円	団体10,000円	団体3,000円	団体50,000円
	個人 3,000円	個人 1,000円	個人1,000円	個人 3,000円

消費者契約法

(適格消費者団体の認定)

第十三条 第3項第3号

差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための**体制**及び業務規程が適切に整備されていること。

適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン 2.適格消費者団体の認定

(3) 体制及び業務規程(法第13条第3項第3号関係)

なお、以上のとおり組織及び人員等が整備されていることに加え、申請者自体の社員数(法第13条第3項第1号の法人の社員数)についても、少なくとも会費を納入する等により活動に参加している者が100人存在していることを体制整備の一つの目安として斟酌する。

消費者機構日本の意見・提言について



(A) 制度創設運動など他団体と連携した取り組み

- ・消費者団体訴訟制度づくり(2004~2008年頃)
- ・集団的消費者被害回復制度づくり(2011年~2013年頃)
- ・その他、他消費者団体からの呼びかけに対応した取り組み

(B) 活動条件整備に向けたパブコメ対応

・消費者団体訴訟制度の活用可能性を高めるため、活動根拠 となる法律の改善要望などを行っている。

(特例法、消契法、特商法、景表法など)

例) 2021.10;「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」報告書についての意見を提出

(C) 社会への発信

- ・差止請求、被害回復の取り組みから広く社会への問題提起例) 2020.5;東京オリンピック・パラリンピック競技大会の観戦等を目的として予約した宿泊施設のキャン
 - セル料に関する消費者機構日本の考え方
 - 例) 2019.9;株式会社かんぽ生命保険による不適切な保 険販売に対する抗議と意見表明
 - 例) 2017.12; AV人権倫理機構に対してアダルトビデオ 出演契約に関する意見書を提出しました。

※設立直後の2004年「消費者団体訴訟制度の次期通常国会での実現を求める要請書」以降現在まで62本の意見書を掲示しています。



(B)を軸足として(A)(C)へ連携

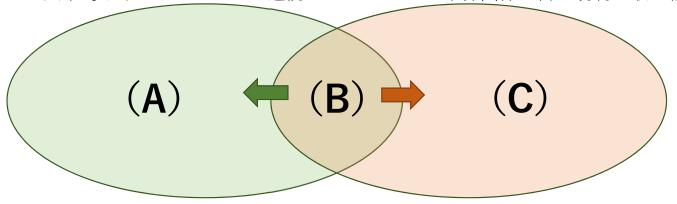


(A) 消費者関連の法制度改善

- ・消団連など、より総合的なネットワークとの連携
- ・生協連など、より大衆的なネットワークとの連携

(C) 社会への発信

- ・差止請求、被害回復の取り組みを通じて社会に発信。
- ・業界団体の自主規制の取り組みとの連携の可能性。



(B) 消費者団体訴訟制度の改善

- ・消費者団体訴訟制度は世界の国々でも未だ実験的段階にあり、 これから改正が進められていくべき制度。
- ・制度の運用に関わる適格消費者団体でなければ理解が容易ではないテーマでもあり、適格消費者団体固有の責務と言える。
- ・適格消費者団体間の連携をより緊密にして対応していく必要がある。将来的には連携の仕組みに改善の余地があると思う。 (適格消費者団体連絡会?など)

